

独立した監査法人の検証報告書
(財務諸表等分)

平成23年6月1日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
理事長 郡 篤 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

加藤 暢一



業務責任者 公認会計士

児玉 卓也



当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの委嘱に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計に関する貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）（以下「資金管理業務に係る財務諸表等」という。）について検証を行った。この資金管理業務に係る財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から資金管理業務に係る財務諸表等に対する結論を報告することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び四半期レビューの基準に準拠して検証を行った。検証の基準は、当監査法人に資金管理業務に係る財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体として表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。

検証の結果、上記の資金管理業務に係る財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

また財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上